

日時 令和4年11月2日(水) 17時30分～  
場所 江東区文化センター6階 第5会議室

## 江東区 契約にかかる不正行為等防止検討委員会 (第3回)

### 次 第

1 江東区契約にかかる不正行為等防止策(骨子案)について

2 その他

資料1 江東区契約にかかる不正行為等防止策(骨子案)

資料2 課題検討シート

## 江東区契約にかかる不正行為等防止策（骨子案）

### 1 契約制度の見直し

- (1) 入札方式の見直し
  - ・業務委託契約の一部に希望型指名競争入札を導入
- (2) 指名基準の策定
  - ・指名業者数や選定にあたっての判断事項を明文化した基準を策定し公表
- (3) 指名委員会の設置
  - ・業務委託契約の希望型指名競争入札案件について、指名委員会において入札参加業者を選定
- (4) 予定価格の公表
  - ・業務委託契約の希望型指名競争入札案件のうち、予定価格が大きいものについて、入札前に予定価格を公表
- (5) 見積書の徴取方法の見直し
  - ・複数者からの見積書に基づき支出負担行為同額を積算し、予定価格を決定する方法を検討
- (6) データの保管方法の強化
  - ・入札事務に従事する職員のみアクセス可能なフォルダを新設
- (7) 談合情報の連絡先の周知
  - ・区ホームページに連絡先を常時掲載
- (8) 入札結果の検証
  - ・入札及び契約の運用状況等について確認や検証を行う第三者機関（入札監視委員会）を設置

### 2 職員の倫理向上

- (1) 職員倫理の保持
  - ・倫理に関する基礎的な事項と公務員の非違行為に関する e ラーニング研修を実施
  - ・非違行為に特化した内容で、職層に合わせた具体的な事例を用いた集合型公務員倫理研修を再構築
- (2) 契約制度の研修・周知
  - 公正取引委員会講師による研修や区の契約制度の周知を実施

### 3 議員等利害関係者との関わり方

- (1) 利害関係者からの働きかけに対する対応
  - ・利害関係者との接触についての禁止行為及び利害関係者からの働きかけがあった場合の対応、職員の遵守事項等に関する指針を策定
  - ・特定要求・不当要求への対応方法、報告等の取扱に関する規程を制定
  - ・不正行為の防止に向けた相談窓口の設置、組織体制の整備

#### 4 その他

区議会議員による機関紙購読の働きかけやSNS発信など、一定のルールに基づいた行動が必要な事項については、区議会と調整しながら検討を重ね、改善を図っていく。

項目

1 - (1) 入札方式の見直し

所管課

総務部経理課

現状

・業務委託を含む物品の契約は、原則として指名競争入札（区が入札参加資格のある者から選んだ業者を指名し、入札を行う方式）で業者を決定している。

<令和3年度実績>

区 分	件 数
物品の契約	2,037件
（うち業務委託契約）	1,622件
（うち清掃・建物管理業務委託）	30件
（うち道路・公園管理業務委託）	81件

・工事請負契約については、予定価格に応じて制限付き一般競争入札や希望型（公募型）指名競争入札が導入されており、一定の資格や基準を満たした業者が、入札への参加を申し込むことができるようになっている。

課題

・区が任意で入札参加業者を指名するため、特定の業者を指名すること、または指名から除外することについて、利害関係者から区への働きかけの誘因となり得る仕組みとなっている。

23区の状況

<物品契約で導入している入札方式>

※複数回答

江東区は指名競争入札のみだが、複数の方式を採用している区もある

- ・一般競争入札 17区
- ・希望型指名競争入札 13区
- ・指名競争入札 22区 ★
- ・その他（総合評価など） 7区

<清掃・建物管理の公募> 14区

<道路・公園管理の公募> 13区

(★：江東区)

見直し案

○ 業務委託契約の一部に希望型指名競争入札（※）を導入

※ 業務の概要や対象ランク等の条件を示して入札参加業者を公募し、原則として申込者の中から入札参加者を指名する方式

<対象>

- ・清掃・建物管理業務委託
- ・道路・公園管理業務委託（庭園・緑地管理を含む）

<公募条件>

- ・区内に本店・支店のある業者
- ・予定価格の規模等に応じてランクを設定
- ・区内支店には申込制限数（受託中の案件を含む）を設けることも検討

<その他>

- ・指名業者は「指名業者選定委員会」で決定（→1 - (3) 指名委員会の設置）
- ・対象の拡大については、令和5年度以降「契約・入札制度改善検討委員会」で検討

実施時期

令和4年12月（令和5年度準備契約から）

# 課題検討シート

## 項目

1 - (2) 指名基準の策定

## 所管課

総務部経理課

## 現状

< 案件ごとの指名業者数 >

- ・業務委託を含む物品の契約については、予定価格の規模に応じた指名業者数の基準が契約係の内規として存在するが、公表はされていない。
- ・清掃・建物管理業務委託等については、内規で設定している予定価格の規模を大きく超える案件が大半であることから、予定価格の規模や前回入札の指名業者数、その年の準備契約の案件数等を踏まえて、別途、指名業者数を決定している。

< 指名業者の選定基準 >

- ・仕様の内容に基づき、一定のランクの事業者の中から、以下の判断事項を踏まえて指名業者を決定している。

- ① 経営及び信用状況
- ② 登録種目 (ランクや関連種目の登録状況)
- ③ 契約実績 (他官公庁・民間を含む)
- ④ 過去の応札実績
- ⑤ 過去の履行成績
- ⑥ 本店・支店所在地 (実態調査の結果を含む)
- ⑦ 業者の指名意向・履行可能性 (営業活動等)
- ⑧ 加入組合・関係会社の状況

## 課題

- ・指名業者数や選定にあたっての判断事項を明文化した基準が無いため、恣意的に選定が行われているとの誤解を生じるおそれがある。
- ・指名業者数を増減することや、本来の判断事項に基づかない指名を行うことについて、利害関係者から区への働きかけの誘因となり得る仕組みとなっている。
- ・指名を希望する業者名を、議員から担当課長に伝えられるケースがある。

## 23区の状況

< 業者選定の基準 >

- ・要綱や運用基準がある 17区
  - ・ " ない 6区 ★
- (基準の公表)
- |        |     |
|--------|-----|
| 行っている  | 16区 |
| 行っていない | 1区  |

(★ : 江東区)

## 見直し案

○ 指名業者数や選定にあたっての判断事項を明文化した基準を策定し公表

< 基準の内容 >

- ・目的 (契約の透明性、競争性及び公正性の確保)
- ・指名の判断基準 (現状における判断事項を整理)
- ・指名の方法 (登録種目や優先指名)
- ・指名の制限 (指名停止や履行状況不良など、指名することができない要件)
- ・指名業者数 (予定価格に応じて増減)

< 公表の方法 >

- ・区ホームページに掲載
- ・区役所2階情報公開コーナー、経理課窓口に配架

## 実施時期

令和4年12月 (令和5年度準備契約から)

# 課題検討シート

## 項目

1 - (3) 指名委員会の設置

## 所管課

総務部経理課

## 現状

- ・業務委託を含む物品の契約については、区長または受任者までの決裁により、指名競争入札の参加業者を決定している。

<業務委託契約の受任者>

予定価格	受任者
500万円以上1,000万円未満	副区長
100万円以上500万円未満	総務部長
30万円以上100万円未満	経理課長

- ・工事請負契約については、「指名業者選定委員会」を設置し、指名競争入札の参加業者を選定している（おおむね月1回開催）。

<委員会の構成>

委員長 副区長（総務部担任）

委員 副区長（総務部担任以外）、総務部長、土木部長、教育委員会事務局次長、総務部経理課長、工事担当課長、経理課検査担当係長・契約係長

## 課題

- ・物品の契約について、工事請負契約と比べ、指名業者の決定経緯や適格性について、透明性や納得性に課題がある。

## 23区の状況

<物品契約の指名委員会の設置状況>

- ・設置している 15区

- ・〃していない 8区 ★

（審議対象）※複数回答

- ・予定価格が大きいもの 12区

- ・清掃・建物管理 2区

- ・その他（希望型指名等） 2区

（★：江東区）

## 見直し案

- 業務委託契約の希望型指名競争入札案件について、入札参加業者を指名委員会において選定

<審議対象>（→1 - (1) 入札方式の見直し）

- ・清掃・建物管理業務委託
- ・道路・公園管理業務委託（庭園・緑地管理を含む）

<委員会の構成>

- ・「指名業者選定委員会」の委員に契約締結担当部長、契約締結担当課長を追加（または物品契約にかかる「指名業者選定委員会」を新設）

<その他>

- ・審議対象の拡大については、今回見直しの選定状況等を踏まえて、令和5年度以降「契約・入札制度改善検討委員会」において検討

## 実施時期

令和4年12月（令和5年度準備契約から）

# 課題検討シート

## 項目

1 - (4) 予定価格の公表

## 所管課

総務部経理課

## 現状

- ・業務委託を含む物品の契約の予定価格・最低制限価格（清掃・建物管理業務委託において設定）については、入札前・入札後ともに非公表としている。  
 <非公表としている理由>  
 物品の契約は、例年ほぼ同じような仕様であることが多く、予定価格や最低制限価格を公表した場合、次年度の入札参加業者がこれらの価格を容易に類推できてしまうため。
- ・工事請負契約は予定価格3,000万円以上の案件について、入札前に予定価格を公表

## 課題

・入札後においても落札率が明らかにならないため、区民や業者が入札の公正性等をチェックすることができない。

## 23区の状況

<予定価格>  
 事前公表（全部または一部） 5区  
 事後公表（ 〃 ） 3区  
 非公表 15区 ★

<最低制限価格>  
 事後公表（一部含む） 3区  
 非公表・設定なし 20区 ★  
 (★：江東区)

## 見直し案

○業務委託契約の希望型指名競争入札案件のうち、予定価格が大きいものについて、入札前に予定価格を公表

<事前公表・事後公表のメリット・デメリット>

	メリット	デメリット
入札前公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○秘密情報を不正に入手しようとする働きかけの防止</li> <li>○入札不調の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○落札価格の高止まり</li> <li>○談合が比較的容易</li> <li>○競争性の低下</li> <li>○積算しないで受注することによる品質の低下</li> </ul>
入札後公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○競争性の確保</li> <li>○適切な積算に基づく適正価格による品質の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○秘密情報を不正に入手しようとする働きかけのおそれ</li> <li>○入札不調の発生</li> </ul>

<対象> (→ 1 - (1) 入札方式の見直し)

- ・業務委託契約の希望型指名競争入札案件（清掃・建物管理業務委託、道路・公園管理業務委託）のうち、予定価格が大きいもの  
 ※ 工事請負契約の公表基準を踏まえて決定

<その他>

- ・最低制限価格については入札前・入札後ともに非公表
- ・実施・検証後、公表の継続可否や対象拡大について検討

## 実施時期

令和4年12月（令和5年度準備契約から）

# 課題検討シート

## 項目

1 - (5) 見積書の徴取方法の見直し

## 所管課

総務部経理課

## 現状

- ・ 契約締結請求にあたっては、見積書を1者から徴取すれば足りるとしている。  
(予算要求時は複数者としている)

## 課題

・ 1者程度の見積を参考として支出負担行為何額を決定しているため、見積書を提出した業者から、支出負担行為何額や予定価格を類推される可能性がある。

## 23区の状況

### <見積徴取の時期>

① 予算要求時	5区
② 契約依頼前	0区
①・②の両方	16区 ★
規定なし	2区

### <見積を徴取する業者数>

① 予算要求時	
1者	3区
2者以上	10区 ★
3者以上	2区
規定なし	6区
② 契約依頼前	
1者	2区 ★
2者以上	9区
3者以上	3区
規定なし	2区

(★: 江東区)

## 見直し案

○ 複数者からの見積書に基づき支出負担行為何額を積算し、予定価格を決定する方法を検討

(見積徴取の時期、見積を徴取する業者数について予算所管課との調整が必要)

## 実施時期

令和4年12月 (令和5年度準備契約から)

# 課題検討シート

## 項目

1 - (6) データの保管方法の強化

## 所管課

総務部経理課

## 現状

- ・ 入札・契約における秘密事項が記載された紙の書類は、施錠できる書庫等に保管するよう徹底している。
- ・ 指名業者の選定作業に用いるデータ等については、庁内ファイルサーバの経理課共有フォルダに格納している（管理職を含む経理課職員のみがアクセス可能）。

## 課題

・ 経理課共有フォルダのデータについては、入札事務に従事する契約係の職員だけではなく、経理課他係の職員も閲覧できる状態となっている。

## 23区の状況

—

## 見直し案

○ 入札事務に従事する職員のみアクセス可能なフォルダを新設

<取組内容>

庁内ファイルサーバに契約係職員のみがアクセス可能なフォルダを新設し、指名業者の選定作業に用いる選定表など、秘匿性の高いデータは当該フォルダに格納する。

## 実施時期

令和4年10月（実施済み）

# 課題検討シート

## 項目

1 - (7) 談合情報の連絡先の周知

## 所管課

総務部経理課

## 現状

- ・談合情報が寄せられた場合、「江東区談合情報対応マニュアル」に基づき、入札参加者の事情聴取や内訳書の確認を行い、法に違反する行為が疑われる場合は、公正取引委員会に通報することとしている。
- ・公正取引委員会にも通報・相談を行える窓口がある。

## 課題

・談合情報を受け付ける窓口や、情報が寄せられた場合の区の対応について、区民や業者への周知が不足している。

## 23区の状況

<通報先等の周知>		
行っている	7区	
行っていない	16区	★
<対応マニュアルの有無>		
あり	15区	★
なし	8区	

(★: 江東区)

## 見直し案

### ○ 区ホームページに連絡先を常時掲載

<ホームページ掲載内容>

- ・通報先  
総務部経理課契約係
- ・談合情報への対応  
マニュアルに沿った事情聴取・通報
- ・不正行為に対する対応  
指名停止措置、契約解除及び損害賠償請求

<その他>

- ・国のマニュアル等を踏まえ、「江東区談合情報対応マニュアル」を改定
- ・業者に送付する指名通知書にも連絡先の記載を検討

## 実施時期

令和4年11月（マニュアル改定後すみやかに実施）

# 課題検討シート

## 項目

1 - (8) 入札結果の検証

## 所管課

総務部経理課

## 現状

- ・入札結果は予定価格・最低制限価格等の非公表情報を除き、情報公開窓口やホームページで公表している。
- ・経理課では、前回の入札結果を確認して指名業者の選定や最低制限価格の設定を行っている。また、不調となった契約については、業者の辞退理由などを確認し、次年度の仕様を見直すよう所管課と調整している。

## 課題

- ・個別の案件について、次年度の入札に向けた確認は行っているが、全体の案件を対象とした落札率等の検証までは行えていない。
- ・第三者が入札・契約手続き等の運用状況をチェックする体制（入札監視委員会等）がない。

## 23区の状況

入札監視委員会	
設置している	12区
設置していない	11区 ★
＜設置している区の状況＞	
・開催頻度	
年に1回	1区
年に2回	8区
年に3回以上	3区
・外部委員の人数	
3人	10区
4人以上	2区
＜外部委員の資格＞（複数回答）	
・弁護士	9区
・公認会計士・税理士	8区
・大学教授・学識経験者	10区
・その他	3区
	(★：江東区)

## 見直し案

○入札及び契約の運用状況について確認や検証を行う第三者機関（入札監視委員会）を設置

【入札監視委員会とは】 参考：国土交通省マニュアル

＜設置の目的＞

透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除の徹底、適正な施工（履行）の確保

＜委員会の機能＞

- ①入札及び契約手続きの運用状況等について報告を受けること。
- ②委員会や委員が抽出し、または指定した契約に関し、一般競争入札参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名の経緯等について審議を行うこと。
- ③①及び②に関し、不適切な点及び改善すべき点があると認めた場合、必要な範囲で、発注者に対して具申を行うこと。

＜必要な準備＞

- ①設置・運営に関する規定等の整備
- ②予算の確保（委員報酬・旅費、印刷製本費、会場使用料など）
- ③委員の選任（学識経験者かつ公正・中立の立場である者）

## 実施時期

令和5年度以降（予算措置が必要なため）

# 課題検討シート

## 項目

(業務成績評定による随意契約のあり方)

## 所管課

総務部経理課

## 現状

- ・清掃・建物管理業務委託においては、業務成績評定実施要綱に基づく評定の結果が「優良」または「普通」の場合、指名競争入札の次年度において随意契約（特命）による契約の締結をすることができる。

### <業務成績評定の導入経過>

平成22年度 業務成績評定実施要綱制定（当時導入区：8区）  
平成23年度～25年度 最大3年間の継続請負を可能とし、対象施設を3グループに分けて順次実施  
平成26年度～ 清掃・建物管理業務委託の契約期間を最大2年間に変更

<導入の目的> 適正な業者選定と委託業務内容の質的向上

### <導入の効果>

- ・業者の意識高揚と従事者の雇用の安定が図られ、業務の質の向上が期待できる。
- ・継続請負が可能となることで、必要な資機材や消耗品が計画的に調達でき、結果として委託料の削減が期待できる。
- ・安定的な質の確保と不良不適格業者の参入防止を図ることができる。

## 課題

- ・評定結果次第で最大2年間（要綱上は最大3年間）の契約が可能であることにより、毎年入札を行う案件よりも、利害関係者から区への働きかけの誘因となり得る仕組みとなっている。

## 23区の状況

<清掃・建物管理における契約期間>  
17区が全部または一部の案件について複数年の契約を可能としている。

- |                |      |
|----------------|------|
| ① 単年度契約        | 6区   |
| ② 単年度契約+随契     | 5区 ★ |
| ③ 長期継続契約       | 3区   |
| ④ 単年度または長期継続契約 | 9区   |

## 見直し案

- 業務成績評定導入の目的・効果や他区の状況も踏まえ、最大2年間の契約を可能とする現在の方針を維持する。
- 2年目の契約を随意契約（特命）とする現在の契約方法から、長期継続契約へ変更（→業務成績が不良の場合は契約解除）することについて、今後検討を行っていく。

## 実施時期

令和6年度以降（※長期継続契約に変更する場合）

# 課題検討シート

## 項目

2 - (1) 職員倫理の保持

## 所管課

総務部職員課

## 現状

・公務員倫理研修は、全職員を対象に平成21年度より開始している。一人につき、7～8年に1回受講する周期での実施となっており、一巡目は平成27年度に終了した。現在は二巡目となり令和5年度を終了見込みとしている。

<これまでの実績>

【対象者】全職員

【実施状況】①第一巡目：平成21年度～平成27年度  
②第二巡目：平成28年度～令和5年度

【研修内容】

- ・公務員に求められる職業倫理
- ・コンプライアンス
- ・ハラスメント
- ・SNS等による情報の漏洩

(管理職・係長職とそれ以外の職員で求められる職責によって内容が異なる。)

【実施方法】外部講師による集合型研修

## 課題

- ・集合型研修では研修頻度が少なく（一人につき7～8年に1回）、公務員倫理の醸成、定着には課題がある。
- ・内容が広範囲にわたるため、個別事項を掘り下げた知識が定着しづらい。
- ・現行の研修では、非違行為等に焦点を当てた研修が難しい。

## 他区の状況

第5ブロック

- ・eラーニングでの倫理研修は2区が実施（一部の対象者向け研修を含む）
- ・管理職・係長職を対象とした公務員倫理研修（集合型）は1区が実施

## 見直し案

○eラーニング（公務員倫理）研修の実施

【対象者】全職員 1回/1年

【その他】契約における秘密事項、職員のSNS利用における注意事項、公職選挙法、個人情報保護、書類紛失事案などのテーマ想定し、毎年変更する。  
なお、小問題を用意するなど、知識の定着確認を実施する。

○集合型公務員倫理研修の再構築

【対象者】

- ・管理職 約120名 1回/3年（令和5年度、令和8年度、令和11年度に受講）
- ・係長職 約620名 1回/3年（令和6～8年度、9～11年度で順次受講）
- ・一般職の職員 約1,930名 1回/6年（令和6年～11年度で順次受講）

【実施方法】外部講師による集合型研修

## 実施時期

令和5年度以降

○集合型公務員倫理研修の再構築

広範囲にわたる研修内容を非違行為に特化した内容とし、職層に合わせた具体的事例を用いた研修を実施。

◆対象者及び受講頻度の変更

- 管理職 1回/3年 約120名  
(令和5年度、令和8年度、令和11年度に実施)  
令和5年度については、管理職研修(公務員倫理)として全員を対象に実施。  
令和6年度以降の昇任者及び転入者、前年度未受講者については、当該年度の係長職研修(公務員倫理)を受講することで対応する。

- 係長職 1回/3年 約620名  
(令和6~8年度、9~11年度で順次受講)  
令和6年度から、職層研修に位置付け、全員を対象に実施。昇任者については昇任年度に受講する。

- 一般職の職員 1回/6年 約1,930名  
(令和6~11年度で順次受講)  
令和6年度から、職層研修に位置付け、全員を対象に実施。

※令和11年度までに管理職は3回、係長職は2回、一般職の職員は1回受講することとなるため、その時点で効果等を検証し、その後の展開を検討する。

◆実施方法

外部講師による集合型研修

○は研修実施年度

	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年
現行研修 (公務員倫理)	○ 終了予定	-	-	-	-	-	-	-
新規研修 (管理職)	○ 全員	-	-	○ 全員	-	-	○ 全員	
新規研修 (係長)		○ ※	○ ※	○	○ ※	○ ※	○	○ ※
新規研修 (一般職)		○	○	○	○	○	○	○

※令和6年度以降の昇任及び転入管理職、前年度未受講の管理職を含む

# 課題検討シート

## 項目

2 - (2) 契約制度の研修・周知

## 所管課

総務部職員課・経理課

## 現状

- ・年に1回、実務研修「会計・契約」を実施している。  
＜目的＞ 根拠法令等に触れることで、会計事務の重要性を認識するとともに、正確で円滑な事務処理能力の向上を図る。  
＜対象＞ 会計事務担当職員（実務経験が2年未満程度）  
＜定員＞ 30名  
＜時間＞ 科目「契約事務」3時間半  
他の科目：「金銭会計総括・歳入事務・歳出事務」「出納事務」  
＜内容＞ 導入、契約法律編、契約実務編、システム編、プロポーザル編  
＜講師＞ 経理課契約係職員
- ・経理課職員が受講した公正取引委員会の研修（官製談合防止法含む）の資料を全庁共有フォルダに格納し、掲示板で庁内への周知を図っている。

## 課題

- ・参加対象を新任担当者としているため、研修内容は事務の流れや財務会計システムの操作方法といった実務が中心であり入札・契約にかかる秘密情報や情報漏洩のリスクについては、導入で若干触れるのみとなっている。
- ・入札・契約手続きの各段階でどの情報を公表してよいか、整理したものがないため、法令違反になると知らずに情報漏洩を行ってしまうおそれがある。

## 23区の状況

各区において実務研修などを実施

## 見直し案

- 公正取引委員会講師による研修や区の契約制度の周知を実施
  - ①公正取引委員会講師による研修（早急の再発防止策として令和4年度中に実施）  
＜対象＞ 管理職  
＜実施方法＞ 公正取引委員会講師による集合型研修  
・実施状況や効果を踏まえ、令和5年度以降の継続を検討する。
  - ② 現行の実務研修に、具体的な秘密事項（指名業者数、予定価格等）や、入札談合関与行為の類型、情報漏洩した場合のリスクなどについての内容を追加する。  
（令和4年11月24日実施予定）
  - ③ 本区における入札・契約にかかる秘密事項と公表の可否について一覧表を作成し、庁内への周知を行う。（→第2回 資料5「入札・契約にかかる公表状況」）

## 実施時期

- ①令和4年度中、 ②令和4年11月、 ③令和4年10月（実施済み）

# 課題検討シート

## 項目

3 - (1) 議員等利害関係者からの働きかけに対する対応

## 所管課

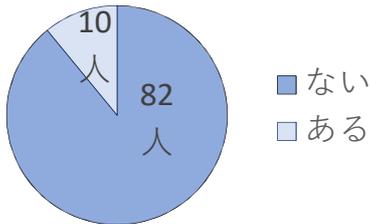
総務部総務課

## 現状

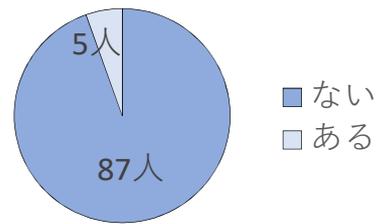
- ・議員から業者の紹介や特定の者に便宜を図るような要求を受けることがある。
- ・業者・業界団体から法令に抵触すると考えられることを要求されることがある。

【契約にかかる不正行為等防止のためのアンケート結果より】

Q 議員から契約に関する秘密情報の提供依頼や要請があったか



Q 業者等から契約に関すること以外の威圧的な働きかけや不当な要請があったか



## 課題

- ・利害関係者への関わり方についての対応基準がない。
- ・利害関係者からの不当な要求を受けた際に職員が相談する窓口や組織的体制が確立されていない。
- ・議員対応は基本的に管理職が一人で行うことが多く、対応に苦慮することがある。

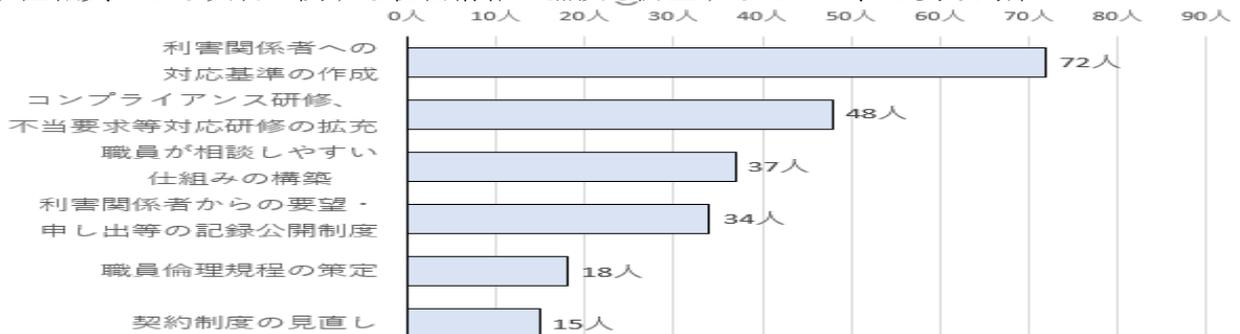
## 他区の状況

- ・利害関係者への関わり方についての基準を作成している区

5区	新宿区	目黒区	品川区
	豊島区	足立区	

【契約にかかる不正行為等防止のためのアンケート結果より】

Q 区職員による契約に関する秘密情報の漏洩を防止するために、必要な対策は



## 見直し案

- 利害関係者への関わり方についての基準の作成
  - ・不正行為を防止するための基準、利害関係者との接し方等を明文化
- 不正行為の防止に向けた相談窓口の設置、組織体制の整備
  - ・議員や事業者との関わり方等において疑義がある場合の相談先として窓口を設置
  - ・不正な働きかけを受けたときに拒める体制を組織として構築

## 実施時期

令和4年12月  
 ※窓口は令和4年10月17日より運用開始

# 課題検討シート

## 項目

4 その他

## 所管課

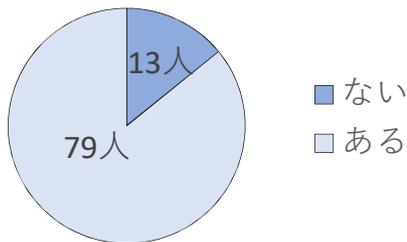
総務部総務課

## 現状

- ・区民や報道機関等に公表する前の情報等を議員が許可なくSNSで発信する事例が増えてきている。
- ・新聞の購読を求められるが、断りづらい。

【契約にかかる不正行為等防止のためのアンケート結果より】

Q 議員から不当ではない働きかけや誘いがあったか



- ・不当ではない働きかけ等の内容は、「新聞や書籍の購入」が70人（76.1%）、「業者の紹介」が43人（46.7%）（※複数回答）の順で多くなっている。

## 課題

- ・議員からのSNSの情報発信については特にルールがない。

【契約にかかる不正行為等防止のためのアンケート結果より】

主な意見

- ・事前に伝えた情報を区からの公表前に掲載されるなど、議員のSNS発信事例が増えてきたと感じる。

## 他区の状況

- ・職員の議員への対応に係る行動基準等を制定している区なし  
※府中市は過去の不祥事を受け行動基準を制定した。

## 見直し案

○区議会議員による機関紙購読の働きかけやSNSの発信など、一定のルールに基づいた行動が必要な事項については、区議会と調整しながら検討を重ね、改善を図っていく。

## 実施時期

適宜